

## 確認申請が必要な工作物

建築物の種類		高さ	所管行政庁
1	煙突（支わく・支線含み、ストーブの煙突を除く）	H> 6 m	10m以下のものは士別市、 10mを超えるものは上川総合振興局となります
2	RC柱、鉄柱、木柱、その他類似のもの （旗ざお、架空電線路用、保安通信設備用を除く）	H> 15m	全て上川総合振興局となります
3	広告塔、広告板、装飾塔、記念塔、その他類似のもの	H> 4m	10m以下のものは士別市、 10mを超えるものは上川総合振興局となります
4	高架水槽、サイロ、物見塔、その他類似のもの	H> 8m	全て上川総合振興局となります
5	擁壁	H> 2m	3m以下のものは士別市、 3mを超えるものは上川総合振興局となります

※建築基準法第6条第1項1～3号の建築物の敷地内に築造する工作物は、規模に関係なく上川総合振興局になります。